

参考資料

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第 49 条ただし書きによる、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
①	一時損金算入（※ 1）	申告対象外			
②	3 年一括償却（※ 2）	申告対象外			
③	リース資産	申告対象外		申告対象	
③	中小企業特例（※ 3）	申告対象			
④	個別減価償却（※ 4）	申告対象			

- （※ 1）法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条
- （※ 2）法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項
- （※ 3）中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2 、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。
- （※ 4）個人の方については、平成 10 年 4 月 1 日以後開始の事業年度に取得した 10 万円未満 の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第 138 条）